注１　報告年度中に他の電気通信事業者の特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

２　報告年度中に他の電気通信事業者に特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十三の三中「第４条の３」を「第４条の４」に改め、同様式を様式第二十三の四とし、同様式の次に次のように加える。

様式第23の５（第４条の５第１項関係）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
卸電気通信役務の提供業務に関する報告

年　　月　　日

事業者名

卸先電気通信事業者の氏名又は名称			
当該提供卸電気通信役務の内容			
当該提供卸電気通信役務に関する料金			
当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）			
当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項			
当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項			
電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法			
電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項			
重要通信の取扱方法			
当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項			
上記に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項			
有効期間を定めるときは、その期間			

注１　添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第23の６（第４条の５第２項関係）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
卸電気通信役務の提供業務変更の報告

年　　月　　日

事業者名

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更した年月日		
変更の理由		

注１　添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第23の７（第４条の５第３項関係）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
卸電気通信役務の提供業務に関する第４条の５第３項の報告

年　　月　　日

事業者名

第４条の５第１項に規定する業務を行わなくなつた年月日	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第23の８（第４条の５第５項及び第６項関係）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
卸電気通信役務に関する契約約款設定（変更）の報告

年　　月　　日

事業者名

設定（変更）期日	
設定（変更）を必要とする理由	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。